



「障害者差別解消法」とは？

法律を制定した目的

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)は、人格と個性を尊重しながら共生できる社会をつくるための法律です(平成28年4月施行)。この法律では、障害のある人に合理的配慮を行うこと等を通じて、共生社会を実現することを目指しています。

法律の一部が改正されました

合理的配慮の提供は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされてきました。今後、事業者は、業務・事業を行うに当たって、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが義務付けられます。
※施行期日は公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を越えない範囲内において政令で定める日です。

不当な差別的取扱いとは？



車椅子の利用者が入店を断られた



車椅子を理由にタクシーの乗車を断られた



障害を理由に住まいを貸してもらえない

〈事例〉



障害があるという理由でサービス等の提供を拒否・制限し、また障害のない人に付けないような条件を障害者に対して付けることはできません。

合理的な配慮の提供とは？

〈事例〉

視覚障害

全く見えない人や見えにくい人がいます



情報を音声や点字、拡大文字などで伝えます

内部障害

心臓や呼吸器などに障害があり、環境の影響を受ける人がいます



携帯電話の電波やタバコの煙などに気をつけます

聴覚障害

全く聞こえない人や聞こえにくい人がいます



手話や筆談などでコミュニケーションをとります

知的障害

複雑な話を理解しにくい人がいます



絵や図などを使い、分かりやすく説明します

肢体不自由

体を思うように動かせない人がいます



スロープ等を使って段差をなくします

精神障害

落ち込んだり、不安に感じたりする人がいます



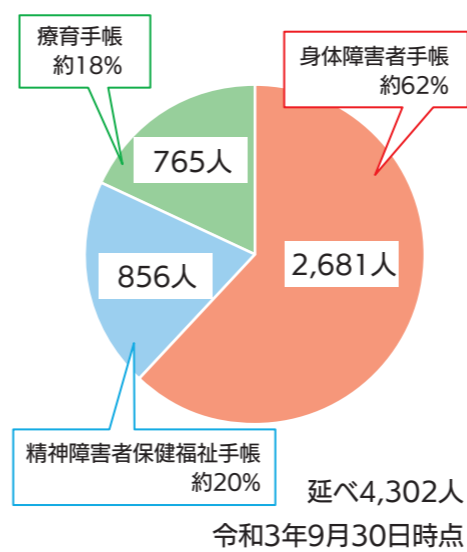
不安を感じさせないように穏やかに対応します



障害を正しく理解し、障害のある人はどのような配慮や支援を必要としているのかを知り、適切なコミュニケーションを心がけましょう(合理的配慮)。

障害のある人もない人も ともに生きる ～共生社会を目指して～

本市の障害者手帳の所持者数



障害者週間

毎年12月3日から9日までの1週間は障害者週間です。障害者週間は地域における共生等について国民の理解を進めるとともに、障害のある人が社会、文化など、さまざまな分野の活動に参加することを促進するため、設けられています。障害のあるなしに関わらず、誰もが安心して笑顔で暮らせるまちにするには、互いの人格と個性を尊重し、支えあうことが大切です。

東松山市の障害者の状況

障害者とは、障害者基本法において「身体障害」「知的障害」「精神障害」「発達障害を含む」「その他の心身の機能の障害」がある人で、障害や社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人と規定されています。本市における障害者手帳の所持者数は次のとおりです。

補助犬について知っていますか？



金子さんとギンガ

少しの声かけが嬉しい

市内にお住まいの金子正次郎さんは、視覚に障害があり、盲導犬と一緒に生活しています。名前は「ギンガ」。様々な訓練を重ねて、盲導犬になりました。

金子さんの日課は散歩。健康管理に努めています。

金子さんは、昔と比べて市内の点字ブロック等のバリアフリー設備は随分と整い、生活しやすくなってきたと話します。一方で、横断歩道を渡る際は、信号機の色が見えないので、盲導犬と一緒に周りの人たちが気にかけてくれると助かるそうです。

障害のある人も、ない人もお互いに歩み寄って、助け合える社会になって欲しいと語ってくれました。

補助犬の受け入れが必要です

身体障害者補助犬法は、お店や病院など不特定多数の人が利用する施設に障害のある人のパートナーである盲導犬、介助犬、聴導犬（総称して、「身体障害者補助犬」）の同伴受け入れを義務付ける法律です。

この法律によって、補助犬を同伴する身体障害者には、補助犬の行動管理・衛生管理をおこなうことと、周囲に補助犬であるということが分かる表示が義務付けられています。

困っている様子を見つけたら…

補助犬を同伴していても、皆さんのサポートを必要とする場面があります。

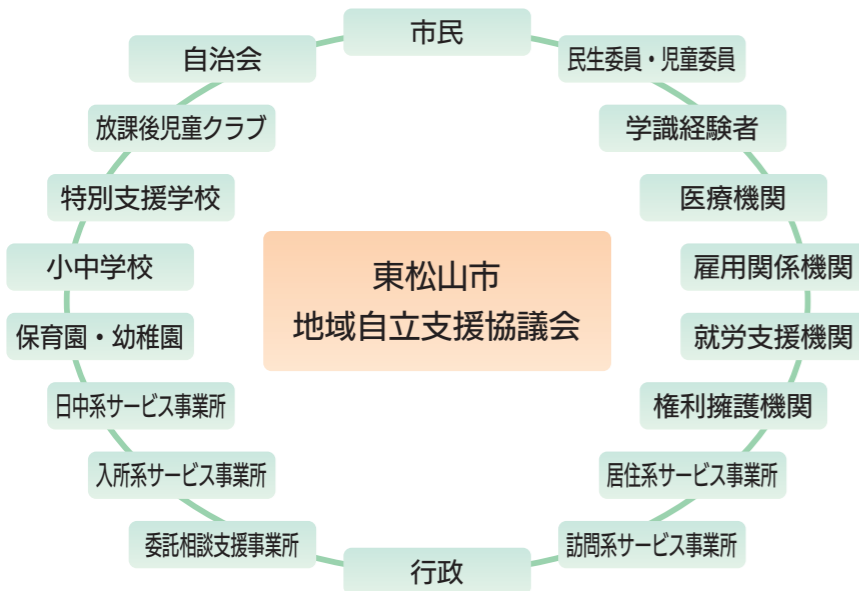
もし困っている様子を見かけたら「何かお手伝いしましょうか？」等の声かけや筆談で、コミュニケーションを取るようにしましょう。



東松山市地域自立支援協議会とは？

ともに暮らしたいに支え合ひつまち 東松山の実現

東松山市地域自立支援協議会は、障害のある人となない人が、ともに暮らすことのできるまちづくりを進めていくために、問題となることを話し合っ解決を目指すべく組織です。さまざまな機関が参加して、問題解決に取り組んでいます。



共生社会としての自立を目指して



東松山市地域自立支援協議会 朝日雅也会長

地域自立支援協議会と聞いて、関係者が集まって会議をするような堅苦しいイメージがあるかもしれませんが、でも、東松山市の場合には違います。具体的な課題解決のために障害のあるなしにかかわらず、色々な立場の人が連携・協働する、これが大きな特長です。実際に多くのプロジェクトが立ち上がり、その成果を見える形で発信してきました。この協議会は、障害のある人の自立を支えるだけでなく、地域が共生社会として自立していくための推進力なのです。



東松山市地域自立支援協議会HP

毎日開催！ チャレンジドショップ



市役所本庁舎1階ホールにて、平日のお昼ごろに市内の障害者施設で作ったパンやお菓子などを販売しています。ぜひ市役所に来た際はお立ち寄りください。

あーとの国



まごころ込めて作ってます(^)

松の実・RICE ON RICE



おいしいお菓子を召し上がれ(^)

特集に関する問合せ
障害者福祉課 ☎21-1452 ☎24-6066

障害者福祉課

☎21-1452
☎24-6066



(左から)濱松さん、齋藤さん、西岡さん

障害に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなげます。気軽にご相談ください。

相談先

障害者相談支援事業所

市では、次の相談支援事業者へ障害者相談支援事業を委託して、障害のある人やそのご家族などからの相談に応じています。

総合福祉エリア相談支援事業所

☎松山2183
☎21-5570
☎25-3305



西部・比企地域支援センター

☎高坂1056-1
☎81-5310
☎81-5315



比企生活支援センター

☎若松町1-14-6
☎81-7145
☎81-7146



ご存知ですか？マークの意味



障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。



身体障害者標識 (身体障害者マーク)

肢体不自由である人が運転する車に表示するマークです。



ヘルプマーク

外見から分からなくても、聴覚障害や内部障害など、援助や配慮を必要としていることを表すマークです。



聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)

聴覚障害のある人が運転する車に表示するマークです。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。



筆談マーク

聴覚障害のある人、音声言語障害者、外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示したり、公共及び民間施設、交通機関窓口、店舗などが筆談による対応可能であることを表すマークです。



手話マーク

窓口等で「手話で対応できる」ことが分かるマークです。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発マークです。公共施設や交通機関、店舗などは同伴を受け入れる義務があります。